

組合員のみなさまへ

# 「130万円の壁」への対応について

～事業主の証明による被扶養者認定の円滑化を実施します～

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると、  
国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより  
手取り収入が減ってしまうため、  
人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している。

パート収入が年収130万円  
以上にならないように...



公立学校共済組合 短期給付キャラクター「タンキちゃん」

事業主の証明により扶養認定を継続することが可能となりました

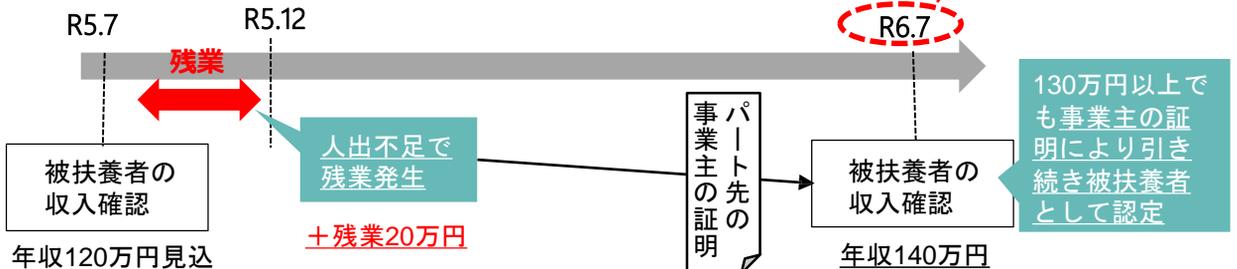


パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みが作られました。

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例)①特別認定の被扶養者で、毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合。



※上記(例)以外の場合(②普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行う場合、③新たに被扶養者の認定手続を行う場合)は、直ちに事業主の証明の提出が必要です。詳しくは裏面の担当までお問合せください。



公立学校共済組合東京支部

## 「130万円の壁」への対応に関するよくある質問について

Q

どのような収入の増加が対象となりますか？

A

職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となります。

Q

いつからの収入が対象となりますか？

A

今後行われる被扶養者の収入確認で確認の対象となる過去の収入が対象となります(令和5年10月20日以降の収入確認が対象です。)

Q

「一時的な収入変動」であることをどのように証明をすればいいですか？様式は決まっていますか？

A

勤務先の事業主が一時的な収入であることを証明することになります。証明の様式・記入例は、所属所宛通知文に添付したものを使用してください。

Q

2つ以上の事業所に勤務している場合も対象となるのでしょうか？

A

対象となります。証明については、人手不足に伴う労働時間の延長等を行った事業主から取得してください。

Q

この働き方で引き続き被扶養者として認定を受けられるか心配です。どこに相談すればよいですか？

A

まずは、現職の組合員の方 →所属所の事務担当者  
任意継続組合員の方→下記の問合せ先 にご相談ください。

### 問合せ先

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

電話 03-5320-6826

※現職の組合員の方は、所属所の事務担当者にお問合せください。

※所属所の事務担当者様におかれては、令和5年11月14日付通知文をご覧ください。

➤ この他、厚生労働省ウェブサイトによくある質問が掲載されています。

厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html))

